

令和6年度消費者意識向上推進等業務委託仕様書

1 業務の目的

悪質商法による消費者被害の未然防止、消費者教育の推進及び消費生活に係る相談窓口の周知等を目的としたCM放送、セミナー開催等の取組みを実施することにより、県民の消費者意識を向上させ安全で安心な消費生活の確保を図る。

2 事業名

令和6年度消費者意識向上推進等業務委託

3 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）まで

4 委託業務の内容

(1) 消費者意識向上のための啓発活動

ア 消費生活セミナー等の開催

県民の消費生活の意識向上を目的として県民を対象に消費トラブルを含めた消費生活セミナー・イベント等を開催する。

想定している内容は以下のとおりであり、開催内容、開催時期については提案事項とする。また、同等以上の効果が期待できる実施方法等があれば提案すること。

(ア) 開催回数

高齢者向け、若年者向け、一般向けに各1回（計3回）

(イ) 開催規模

各回50人程度 計150人程度の参加を想定

(ウ) その他

会場・講師の手配、集客、効果測定のためのアンケートの設計・実施・集計を含む。

イ 県内の大学生・専門学校生向け啓発の実施

靈感商法を含む悪質商法等による消費者トラブルの未然防止のため、県内の大学生・専門学校生に対し啓発を行う。

想定している内容は以下のとおりであり、啓発活動の内容、実施時期、作成する啓発用品については提案事項とする。また、効果が期待できる実施方法等があれば提案すること。

(ア) 学校訪問等による啓発活動

靈感商法を含む悪質商法等による消費者トラブル周知のため、県内の大学・専門学校を訪問し、学生に対し(イ)で作成する啓発用品を配布する。業務には、学校の選定、学校との日程調整、配布作業を含む。

(イ) 啓発用品の作成

上記(ア)で配布する以下の用品を作成する。業務には、用品の選定、デザインの制作を含む。

- a 悪質商法等の消費者トラブル周知用リーフレット 5,000部以上
- b 啓発グッズ（ノベルティ） 5,000個以上

(2) 消費者トラブル・消費生活相談窓口周知のための広告

消費者トラブルの未然防止、被害の深刻化防止のため各広告媒体により、消費者トラブルの周知や消費生活センター及び消費生活ホットライン「188」の周知のための広告を行う。

想定している広告は以下のとおりであり、効果が期待できる放送・掲載時期、放送時間帯、放送・掲載する広告の内容やパブリシティによる啓発については提案事項とする。また、同等以上の効果が期待できる広告媒体の組合せや広告媒体の変更・追加があれば提案すること。

ア マス広告

当消費生活センターが所有するスポットCMを用い県民が多く視聴・聴取するテレビ・ラジオを活用し効果的な期間・時間帯に広告を放送する。

(ア) テレビCM

6か月間で合計100回以上（15秒換算）

(イ) ラジオCM

6か月間で合計120回以上放送

イ インターネット広告

当消費生活センターが所有するスポットCMを用い、YouTube、Instagram 等効果的な媒体2種類で3か月以上広告を配信し、60万回程度の表示を目指す。

ウ その他の広告

(ア) 映画館広告

県内映画館で、当消費生活センターが所有するスポットCMを使用し、6か月（26週間）以上広告を放映し、延べ30万人程度の視聴を目指す。

(イ) バス広告

宮崎交通バスの車外向広告に6か月以上広告を掲載する。業務には、広告デザインの制作を含む。

(ウ) 新聞紙面広告

宮崎日日新聞の紙面に1回以上広告を実施する。業務には、広告デザインの制作を含む。

5 経費

委託業務に係る全ての経費を委託費に含めること。

なお、経費の上限は10,244,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

また、上記「4 委託業務の内容」の項目毎に、以下のとおり上限額を設定する。

項 目	上限額（消費税及び地方消費税を含む）
4(1)ア、4(2)ア、4(2)イの合計額	6,780,000円
4(1)イ、4(2)ウの合計額	3,464,000円

6 成果品等

報告書（印刷したもの1部及び電子媒体）

(1) 記載内容

ア セミナー・啓発活動等開催実績（集客実績、参加人数、アンケート結果、セミナー・啓発活動等で撮影した写真を含めること。）

イ 媒体別広告の放送・掲載実績（放送・掲載内容、放送・掲載回数等。テレビの場合はタイムランク内訳を記載すること。）

ウ 事業項目毎の経費内訳

(2) 提出期限

令和7年2月28日（金）

7 注意事項

(1) 業務に使用するキャラクターは、オリジナルキャラクター「アリンコちゃん」若しくは「アリンコファミリー」とする。それ以外については、著作権等その他の権利について侵害とならないよう留意すること。

(2) 成果物に関する権利の一切は、県に帰属するものとする。

(3) 成果物に係る著作権について第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを当消費生活センターに報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。

(4) 業務遂行に当たっては、当消費生活センターと十分な連携を図ること。

(5) 本仕様書について疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、当消費生活センターと十分協議を行うこと。